

【重要】手形割引の受付終了に関する補足説明

平素は共立信用組合をご利用頂き、誠にありがとうございます。

当組合では、令和8年6月19日の「手形小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて」のお知らせの中で、「手形割引の受付終了」についてご案内申し上げたところですが、本対応は、政府および金融界が推進する「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けて、これまでの紙の手形を前提としたサービスを見直す観点からお示したもので、当組合における取扱業務から手形割引業務そのものを廃止するものではありません。

今後は、電子的決済サービスである「でんさい」への全面的な移行が進む中、手形割引業務は非常に限定的な取扱いとなることが想定されます。組合員の皆様におかれましては、お早めに「でんさい」の契約・活用に進んで頂き、「でんさい割引」への切替えをご検討下さい。

今回の補足説明につきまして、組合員の皆様のご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

 共立信用組合